

<解説>

- 1 火災発生
 - 2 火災の発見

実際の訓練時には担当者が偶然又は煙の臭い等により火災を発見する、または火災感知器の作動により火災発生を知るなどの方法があります。
 - 3 初期消火の実施

第1発見者は消火器などを使用して初期消火を行います。
初期消火不能であれば火災が拡大していきますので、火災発生と断定し在館者等へ周知を図ります。
 - 4 火災の周知

大声で火災発生の事実を知らせます。
火災感知器が作動していない状態であれば自動火災報知設備の発信機を操作し、受信機に火災を知らせます。
同時にベルが鳴りますので、すべての在館者に非常事態である旨が周知されます。
 - 5 対策本部の設置

防火管理者は、火災の事実を知ったならば直ちに対策本部を設置し、火災状況の確認、火災通報の実施、避難場所の指定、避難誘導の実施などを担当者へ指示します。
 - 6 火災通報

119番へ火災通報を行います。
所在地、防火対象物名は何か、どこで何が燃えているのか、現在も延焼中か、避難は開始されているか、避難場所（対策本部）はどこに指定したか、などについて通報します。
通報者自身が危険にさらされる可能性がある場合には、火災の事実と所在地のみ伝えて避難し、その他の情報については屋外から携帯電話等で通報しなおしても構いません。
基本的には消防機関の通信司令員の質問に答えるかたちで通報は行われます。
※火災通報装置を使用した訓練を実施することができますが、復旧操作の可否等の観点から消防職員又は消防設備士が立ち会う場合でなければ使用は控えるよう制限が加えられる場合がありますので、訓練の事前通知時に消防機関への確認が必要となります。
 - 7 避難場所の指定

防火管理者は、出火場所を考慮したうえで安全な避難経路を選定し、避難場所を指定します。
 - 8 避難の呼びかけ（放送等）の実施
 - 9 避難の開始

防火管理者は、在館者に出火場所と避難場所を知らせて、安全な経路で避難できるよう避難誘導員を配置します。
- この場合、逃げ遅れについての最終確認者を指名し、建物内からの全員避難を確実に行えるようにします。

10 逃げ遅れの有無の確認

11 避難者数及びが人の有無の確認

12 火災状況及び被害状況の把握

対策本部にて、人的被害状況、建物の被害状況等の把握に努め、管理権原者と情報共有を図ります。

13 消防隊への報告

消防隊が到着したならば、管理権原者又は防火管理者等の権原を有する者は、消防隊へ火災の状況を報告します。